

監査報告書

私たち監事は、国立大学法人法第11条第4項及び同法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項並びに国立大学法人静岡大学（以下「静岡大学」という。）監事監査規則第2条の規定に基づき、第1期事業年度（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）の静岡大学の業務について監査を実施し、監事協議の上この監査報告書を作成したので報告いたします。

1 監査の方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続に従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く。以下同じ）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部等において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人中央青山監査法人（以下「会計監査人」という。）から報告、説明を受け、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。以下同じ）及び決算報告書につき検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 静岡大学の役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書は、静岡大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成17年6月24日

国立大学法人静岡大学 監事 愛野 明宣 印

国立大学法人静岡大学 監事 飛田 隆三 印